

上越市スポーツ推進審議会委員各位

上越市スポーツ推進審議会
(事務局：スポーツ推進課)

令和 2 年度「第 2 回上越市スポーツ推進審議会」の書面開催について（通知）

日頃から、市のスポーツ推進に格別のご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、第 2 回上越市スポーツ推進審議会については、全国的に新型コロナウイルス感染者が増加する中、市内でも複数の感染者が確認されていることを受け、書面による開催といたします。

つきましては、関係資料を送付いたしますので、下記のとおり書面での対応をお願いいたします。

記

1 会議の内容

第 4 次上越市公の施設の適正配置計画（案）におけるスポーツ施設の適正配置について

2 意見等報告書の提出期限

令和 3 年 1 月 6 日（水）

3 送付した資料

- (1) 「第 4 次上越市公の施設の適正配置計画（案）」の概要
- (2) 別冊 1 「第 4 次上越市公の施設の適正配置計画（案）」 本編
- (3) 別冊 2 「第 4 次上越市公の施設の適正配置計画（案）」 資料編
- (4) 説明・依頼文（上越市スポーツ推進審議会委員の皆様へ）
- (5) 補足資料（スポーツ施設の適正配置について）
- (6) 「第 4 次上越市公の施設の適正配置計画（案）」に登載しているスポーツ施設
- (7) スポーツができる施設一覧（施設の状況、位置図）
- (8) 意見等報告書

【問合せ先】

上越市教育委員会
スポーツ推進課企画推進係 金子
TEL 025-545-9246 FAX 025-545-9273
E-mail : sports-k@city.joetsu.lg.jp

「第4次上越市公の施設の適正配置計画（案）」の概要

※各見出しの章番号は、計画（案）本編の章番号に対応

第1章 概要（計画期間・対象施設）

■計画期間：令和3年度～令和12年度の10年間



■対象施設：667施設（令和3年4月1日見込み）

※設置条例で規定されている公の施設663施設と行政庁舎4施設（市役所、安塚・牧・名立区総合事務所）

第2章 これまでの公の施設の適正配置の取組

平成17年の市町村合併後、利用者数の減少や老朽化が著しい体育施設、利用実態を踏まえた公民館分館の廃止など適正配置を進めてきた。



第3章 公の施設を取り巻く現状

第4章 公の施設の課題

(1) 人口減少

合併当時21万人であった人口は、令和2年4月1日時点で約19万人^{※1}と減少が続いており、令和27年には、推計で約14万人まで減少する見込み^{※2}。

※1 住民基本台帳
※2 国立社会保障・人口問題研究所推計値

(2) 財源不足

市の財政計画では、歳出が歳入を上回り、財源不足を基金の取崩し（R2～R4年度で49.6億円）で補う状況が続く見込み^{※3}。この状況が続くと基金の枯渇が懸念される。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度以降は、市税収入が落ち込むことが確実な情勢である。

※3 第2次財政計画（改定版）

(3) 公の施設の老朽化に伴う改修、更新、除却経費等の増加

公の施設に対する投資的経費^{※4}は、一般会計約1,000億円のうち、年間約57億円（平成30年度、令和元年度決算額の平均）を占める。

施設の老朽化に伴い、改修や更新が増える見込み^{※5}だが、財政状況に鑑み、修繕等は必要最低限とし、先送りせざるを得ない施設もある。

合併前の各市町村で進めた施設整備により、体育施設や温浴施設など、多くの類似施設を保有している。

廃止後、活用や除却できない施設があり、維持管理経費の負担は継続し、また、生活環境への悪影響が懸念され、住民の不安感にもつながる。

※4 社会資本の整備に係る経費
※5 保有する公の施設を耐用年数の到来により、全て維持・更新すると前提にした場合の今後40年間の維持・更新費用試算額：約4,497億円

第5章 目標と基本方針

■令和12年度末の目標

「本計画に取組の方向性を示した施設が適正に配置されている状態」

前期計画期間に取組の方向性を示した施設数 54施設

■基本方針

将来にわたる持続可能な行財政運営の確立と、現役世代はもとより次の世代が過度の負担を負うことなく、安心して暮らすことができるまちづくりに向けて、適正配置の推進に取り組む。

本計画の上位計画である「公共施設等総合管理計画」（平成28年度～令和12年度）は、公の施設の管理について、基本的な考え方を次のとおり示している。

本計画は、適正配置の推進に取り組み、別の計画において、その他計画的な維持管理の推進に取り組む。

(1) 適正配置の推進

→ 本計画

(2) 計画的な維持管理の推進

→ 長寿命化計画、行政改革推進計画、除却計画等

- ・長寿命化
- ・適切な維持管理
- ・廃止後の未利用財産の活用推進と計画的な除却の推進

■適正配置推進の視点

(1) 施設の実態（利用動向、施設の性能、維持管理経費等）を踏まえた施設の量と質の最適化

- ・利用動向や利用実態、老朽化の程度、収支状況、設置目的やサービス内容、機能に着目し、人口や財政規模にあった建物と機能（サービス）の量と質を確保する。

(2) 公共関与の適正化及び効果的・効率的な利活用に資する管理主体・手法の見直し

- ・施設の設置目的やサービス内容、機能を踏まえ、公の施設として引き続きサービスを提供する必要性を整理する。
- ・上記を踏まえ、施設の譲渡・貸付、民間活力の活用や、住民主体の管理運営方法を検討する。

(3) 利用圏域の設定による配置バランスの適正化

- ・類似施設の配置を見直す。
- ・各施設や施設カテゴリーに応じた利用圏域を設定し、施設の集約や連携等により必要な機能を確保する。（新設、大規模改修時にも同様に検討）

【留意事項】

① 避難所の検討

- ・避難所としての施設を廃止する際は代替等を検討する。

② 補助金への対応

- ・施設整備時に活用した補助金等の返還義務が生じないよう、国及び県など関係機関と連携を図りながら適切に対応を検討する。

第6章 適正配置の取組内容

施設ごとの具体的な取組方向を提示する対象施設323施設^{※1}（小中学校、保育園等その他344施設は、別の計画による）

※1 R3.4.1見込み
※2 用語の定義は24ページのとおり

- (1)現状維持 255施設
- (2)移転 1施設（金谷地区公民館）
- (3)新設 0施設
- (4)廃止等 59施設
- (5)地域住民と引き続き協議 8施設（温浴施設）

(4)廃止等、(5)引き続き協議 の内訳

① 用途別 取組方向

※詳細は25ページ以降参照

| 用途 | 取組方向 | | | | | 計 |
|-----------------|------|--------|------|---------|--------|----|
| | 廃止 | 貸付又は譲渡 | 用途変更 | 後期に適正配置 | 引き続き協議 | |
| 高齢者交流施設、保健センター等 | 5 | 2 | 3 | | | 10 |
| 体育館、野球場等 | 4 | 1 | | 4 | | 9 |
| 温浴施設、観光施設等 | 9 | 8 | | | 8 | 25 |
| 産業振興施設等 | | 2 | | 1 | | 3 |
| 生涯学習センター、集会施設等 | 6 | 14 | | | | 20 |
| 計 | 24 | 27 | 3 | 5 | 8 | 67 |

② 取組方向別 取組完了年度

| 取組方向 | 完了年度 | | | | | | 引き続き協議 | 計 |
|---------|------|----|----|----|----|-------|--------|----|
| | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8～12 | | |
| 廃止 | 12 | 9 | 1 | 1 | 1 | | | 24 |
| 貸付又は譲渡 | 7 | 4 | 3 | 6 | 7 | | | 27 |
| 用途変更 | | 3 | | | | | | 3 |
| 後期に適正配置 | | | | | | 5 | | 5 |
| 引き続き協議 | | | | | | | 8 | 8 |
| 計 | 19 | 16 | 4 | 7 | 8 | 5 | 8 | 67 |

第7章 計画の推進に当たって

■市長を本部長とする行政改革推進本部において、行政改革部門、財産管理部門、施設所管課等が連携を図り、全庁的に取組を進める。

- ・進捗管理、中間見直し（改定）の実施
- ・引き続き協議とした「温浴施設」は、取組の方向性を決定後、計画に反映

■市民の理解と納得を得られるよう、丁寧な説明を行い、取組を進める。

策定までのスケジュール

R2.12 所管事務調査（総務常任委員会）
R2.12～R3.1 パブリックコメント
R3.2 策定・公表

第 4 次
上越市公の施設の
適正配置計画（案）
〈令和 3 年度～令和 12 年度〉

令和 3 年〇月
上越市

はじめに

当市は、平成 17 年の 14 市町村による合併により、人口規模が同程度の他の自治体に比べ、多くの公の施設を保有しており、体育施設や温浴施設等の類似施設や同じ機能を持つ施設を抱える状況となりました。

こうした状況を改善するため、平成 20 年 3 月に「第 1 次公の施設の統廃合計画」を策定し、施設の廃止等の取組を進め、その後は、行政改革大綱及び行政改革推進計画において、公の施設の見直しを取組項目として明確に位置付ける中で、公の施設の再配置計画に基づき、施設の適正配置の取組を着実に推進してきました。

これらの取組の結果、平成 23 年 10 月時点における施設数は 991 施設、令和 3 年 4 月時点には 667 施設に減少する見通しとなっていますが、今後の人口減少や少子高齢化の進行、厳しい財政状況に加え、施設の更なる老朽化を見据えると、多くの施設を現状のまま維持管理していくことは困難であることから、引き続き、適正配置の取組を進めていく必要があります。

一方で、取組の推進に当たっては、今ある施設の数量に着目するだけでなく、それぞれの施設の設置目的や経緯を始め、地域の中で果たしてきた役割など地域の実情を考慮する必要があります。

このため、本計画の策定に当たっては、これまでの取組の検証等を踏まえ、適正配置の検討の視点を整理するとともに、施設利用者等の関係者や地域住民に対し、取組方針や今後の施設の方向性等について説明や協議を重ね、理解を得ながら進めてきました。

公の施設の適正配置の取組は、持続可能な行財政運営の確立と現役世代はもとより、次の時代を担う皆さんが過度の負担を負うことなく、安心して暮らすことができる将来のまちづくり・地域づくりに向けて避けては通れない取組です。

市民の皆さんに対して、つまびらかな情報公開と説明責任を果たすとともに、合意形成を図りながら、信頼と理解、協力を得て着実に進めていきます。

令和 3 年〇月

本編

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 第1章 計画の概要 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置付け | 1 |
| 3 計画期間 | 2 |
| 4 対象施設 | 2 |
| 第2章 これまでの公の施設の適正配置の取組 | 4 |
| 1 公の施設数の推移 | 4 |
| 2 これまでの取組の概要 | 4 |
| 3 第3次計画以降の取組の検証及び第4次計画への反映 | 5 |
| 第3章 公の施設を取り巻く現状 | 6 |
| 1 人口の推移 | 6 |
| (1) 人口の推移 | 6 |
| (2) 地区ごとの居住人口の変化 | 7 |
| 2 財政の状況 | 9 |
| 3 施設の現状 | 10 |
| (1) 築年別及び用途別の延床面積の状況 | 10 |
| (2) 将来の維持・更新費用の推計 | 12 |
| 第4章 公の施設の課題 | 13 |
| 1 人口減少等への対応 | 13 |
| 2 機能が重複する施設の配置への対応 | 13 |
| 3 施設の維持管理、更新に係る財政負担の抑制への対応 | 13 |
| 4 施設の老朽化への対応（長寿命化） | 13 |
| 5 施設廃止後の利活用及び除却の推進 | 14 |

第5章 計画の目標と基本方針..... 15

| | | |
|---|---|----|
| 1 | 目標..... | 15 |
| 2 | 基本方針..... | 15 |
| 3 | 適正配置推進の視点..... | 15 |
| | (1) 施設の実態を踏まえた施設の量と質の最適化..... | 15 |
| | (2) 公共関与の適正化及び効果的・効率的な利活用に資する管理主体・手法の見直し..... | 16 |
| | (3) 利用圏域の設定による配置バランスの適正化..... | 16 |
| 4 | 留意事項..... | 16 |
| | (1) 避難所（指定避難所及び指定緊急避難場所）の検討..... | 16 |
| | (2) 補助金への対応..... | 16 |
| 5 | 検討の進め方..... | 18 |
| | (1) 検討の手順..... | 18 |
| | (2) 施設ごとの取組方向で示す用語の定義..... | 24 |

第6章 適正配置の取組内容..... 25

| | | |
|---|------------------------|----|
| 1 | 施設別取組方向..... | 25 |
| | ①幼稚園..... | 27 |
| | ②給食センター..... | 28 |
| | ③児童館..... | 29 |
| | ④地域福祉拠点施設..... | 30 |
| | ⑤養護老人ホーム、軽費老人ホーム等..... | 31 |
| | ⑥在宅複合型支援施設..... | 32 |
| | ⑦高齢者共同住宅、生活支援ハウス..... | 33 |
| | ⑧高齢者交流施設..... | 34 |
| | ⑨屋外・屋内ゲートボール場..... | 35 |
| | ⑩児童養護施設..... | 37 |
| | ⑪保健センター..... | 38 |
| | ⑫医療機関..... | 40 |
| | ⑬体育館..... | 41 |
| | ⑭野球場、多目的広場・グラウンド..... | 44 |
| | ⑮テニスコート..... | 46 |
| | ⑯プール..... | 47 |

| | | |
|---|--|----|
| ⑰ | スポーツ施設（その他） | 48 |
| ⑱ | 日帰り温浴施設、宿泊温浴施設 | 50 |
| ⑲ | 交流宿泊施設 | 53 |
| ⑳ | 観光施設 | 54 |
| ㉑ | 飲食施設 | 56 |
| ㉒ | 農林水産業振興施設 | 57 |
| ㉓ | キャンプ場 | 58 |
| ㉔ | 市民の森 | 59 |
| ㉕ | 観光・レク施設（その他） | 60 |
| ㉖ | 食料等販売施設 | 61 |
| ㉗ | 産業振興施設 | 62 |
| ㉘ | 産業関連施設（その他） | 63 |
| ㉙ | 基幹的総合施設、学習施設、生涯学習センター、公民館、地区集会施設、 コミュニティプラザ、貸館・交流施設 | 64 |
| | 1) 基幹的総合施設 | 64 |
| | 2) 学習施設 | 65 |
| | 3) 生涯学習センター | 66 |
| | 4) 公民館 | 68 |
| | 5) 地区集会施設 | 72 |
| | 6) コミュニティプラザ | 74 |
| | 7) 貸館・交流施設 | 75 |
| ⑳ | 図書館 | 77 |
| ㉑ | 博物館・文化歴史関係施設 | 78 |
| ㉒ | 市役所、総合事務所 | 79 |
| 2 | 地区別施設別取組方向 | 80 |
| | ①高田区 | 80 |
| | ②新道区 | 82 |
| | ③金谷区 | 83 |
| | ④春日区 | 84 |
| | ⑤諏訪区 | 85 |
| | ⑥津有区 | 86 |
| | ⑦三郷区 | 87 |
| | ⑧和田区 | 88 |
| | ⑨高士区 | 89 |
| | ⑩直江津区 | 90 |
| | ⑪有田区 | 91 |

| | |
|-------------------|-----|
| ⑫八千浦区..... | 92 |
| ⑬保倉区..... | 93 |
| ⑭北諏訪区..... | 94 |
| ⑮谷浜・桑取区..... | 95 |
| ⑯安塚区..... | 96 |
| ⑰浦川原区..... | 98 |
| ⑱大島区..... | 100 |
| ⑲牧区..... | 102 |
| ⑳柿崎区..... | 103 |
| ㉑大潟区..... | 104 |
| ㉒頸城区..... | 105 |
| ㉓吉川区..... | 106 |
| ㉔中郷区..... | 108 |
| ㉕板倉区..... | 109 |
| ㉖清里区..... | 110 |
| ㉗三和区..... | 111 |
| ㉘名立区..... | 112 |
| 3 施設別取組方向集計表..... | 113 |

第7章 適正配置計画の推進に当たって..... 118

| | |
|-----------------|-----|
| 1 進捗管理と改定等..... | 118 |
| (1) 進捗管理..... | 118 |
| (2) 改定等..... | 118 |
| 2 推進体制等..... | 118 |

資料編

別冊

| | |
|-------------------------|-----|
| 1 施設別取組方向集計表..... | 1 |
| 2 施設カテゴリー別、施設別検討内容..... | 6 |
| 3 施設マップ..... | 81 |
| 4 策定経過..... | 101 |

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

公の施設¹の適正配置²については、この間、不断の取組として計画的に進めており、平成27年度から30年度までは「第3次公の施設の再配置計画」に基づき、施設の廃止や譲渡等に取り組み、令和元年度から2年度については、国の要請により策定した「上越市公共施設等総合管理計画（平成28年度～令和12年度）（以下「総合管理計画」という。）」の取組方針等に基づき、第3次計画を継承し、取組を推進してきました。

令和3年度以降も引き続き、適正配置を進めるため、施設を取り巻く現状と課題や、これまでの取組の検証を踏まえるとともに、関係者や地域住民への説明や協議を重ね、理解を得ながら「第4次公の施設の適正配置計画（令和3年度～12年度）（以下「本計画」という。）」を策定しました。

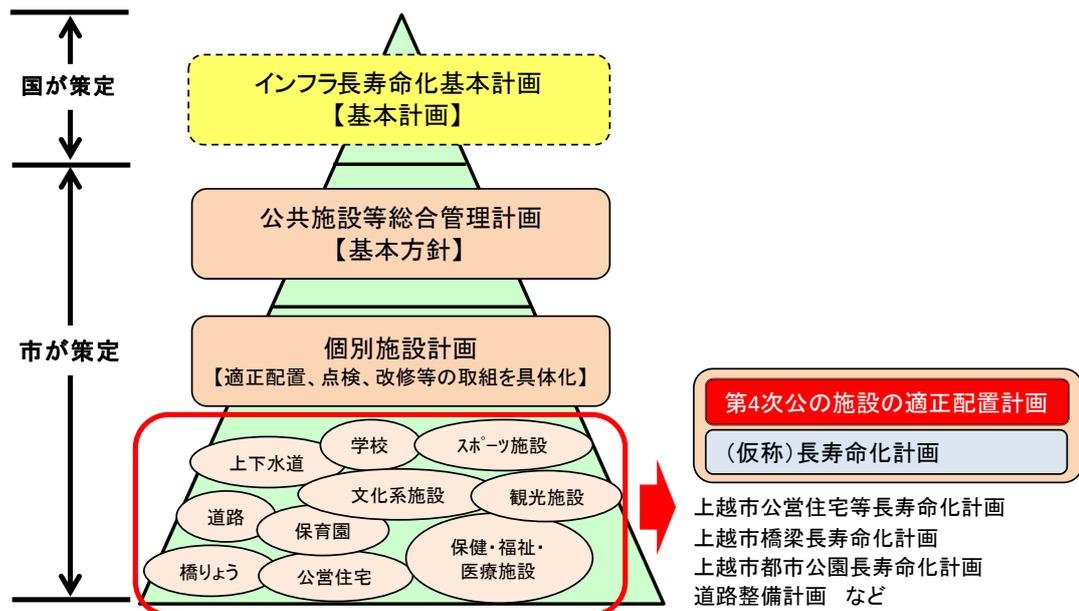
2 計画の位置付け

本計画は、総合管理計画で定めた取組方針に基づき、公の施設の適正配置の基本的な考え方を整理したものです。

本計画の策定に当たっては、第6次総合計画に掲げる将来都市像「すこやかなまち～人と地域が輝く上越～」の実現に向け、その財源の裏付けとなる第2次財政計画とその下支えとして位置付けている第6次行政改革推進計画のほか、公の施設等除却計画等の各種個別計画の基本的な考え方との整合を図っています。

なお、国が令和2年度末までに策定を要請している個別施設計画については、本計画と（仮称）長寿命化計画をもって当該計画に位置付けます。【図表1、2】

【図表1】本計画の位置付け

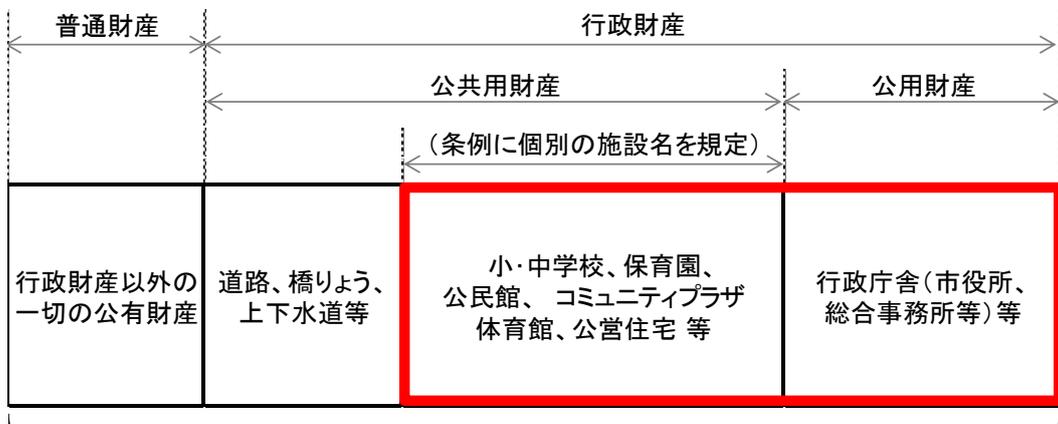


¹ 公の施設とは、地方自治法第244条第1項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されており、①住民の利用に供するもの、②当該地方公共団体の住民の利用に供するためのもの、③住民の福祉を増進する目的をもって設けるもの、④地方公共団体が設けるもの、⑤施設であること、の5つの要件を満たすものとされている。

² 公の施設の適正配置とは、公の施設の廃止、新規施設等への統合なども含めた施設の適正な配置を行うこと。

【図表2】 公共施設等総合管理計画と公の施設の適正配置計画の主な内容

| | 公共施設等総合管理計画【基本方針】 | 第4次公の施設の適正配置計画 |
|------|---|---------------------------|
| 計画期間 | 平成28年度～令和12年度（15年間） | 令和3年度～令和12年度（10年間） |
| 対象施設 | 全ての公共施設 * 公の施設及び行政庁舎 * 上記以外の公共建築物 * 道路、橋りょう、上下水道等のインフラ施設 | 公の施設及び行政庁舎 |
| 主な内容 | ・点検・診断、維持管理・修繕・更新、安全確保、耐震化、長寿命化、統合・廃止等の実施・推進方針 ・総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 | ・適正配置等の基本方針 ・施設ごとの取組内容 |



「公共施設等総合管理計画【基本方針】」の対象

3 計画期間

令和3年度～令和12年度（10年間）

本計画の計画期間は、上位計画である総合管理計画の終期と整合を図り、令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

なお、計画期間が長期にわたることから、令和3年度から令和7年度までの5年間の前期計画期間、令和8年度から令和12年度までの5年間の後期計画期間とします。

4 対象施設

667施設（令和3年4月1日見込）

本計画の対象施設は、条例で定められた公の施設（663施設³）及び市役所、公の施設となるコミュニティプラザに併設されていない安塚・牧・名立区総合事務所の行政庁舎（4施設）とします。なお、本計画においては、行政庁舎を含め公の施設と表記します。【図表3】

また、道路、橋りょう、上下水道等のインフラ施設、普通財産の施設は、本計画の対象外とし、別途、施設の適正配置や長寿命化を検討します。

³ 上記の施設数には、都市公園のうち街区公園等のように条例に名称が明記されていない施設は、含めていない。なお、地区多目的研修センターが、公民館条例において地区公民館に位置付けられている場合は、条例上の規定に基づき整理し、各カテゴリーの施設数にそれぞれカウントしている。

【図表3】公の施設の施設数（令和3年4月1日見込）

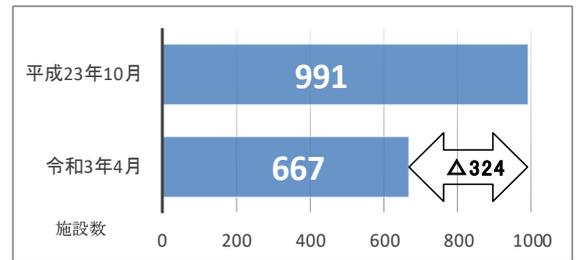
| 区 分 | | 施設数 | 区 分 | | 施設数 |
|---------------|------------------|-----|---------|--------------|------|
| 用途 | 施設カテゴリー | | 用途 | 施設カテゴリー | |
| 学校教育系施設 | 小学校 | 48 | 産業系施設 | 食料等販売施設 | 1 |
| | 中学校 | 22 | | 産業振興施設 | 2 |
| | 幼稚園 | 1 | | 産業関連施設(その他) | 3 |
| | 給食センター | 3 | 公営住宅 | 市営住宅 | 27 |
| 児童福祉施設等 | 保育園 | 40 | | 市営賃貸住宅 | 5 |
| | 児童館 | 6 | | 特定公共賃貸住宅 | 15 |
| 保健・福祉・医療施設 | 地域福祉拠点施設 | 2 | | 公園施設 | 改良住宅 |
| | 養護老人ホーム、軽費老人ホーム等 | 3 | 中規模公園 | | 8 |
| | 在宅複合型支援施設 | 1 | 農村公園 | | 77 |
| | 高齢者共同住宅、生活支援ハウス | 6 | 児童遊園 | | 74 |
| | 高齢者交流施設 | 6 | 市民文化系施設 | 基幹的総合施設 | 6 |
| | 屋外ゲートボール場 | 4 | | 学習施設 | 8 |
| | 屋内ゲートボール場 | 9 | | 生涯学習センター | 12 |
| | 児童養護施設 | 1 | | 公民館 | 45 |
| | 保健センター | 11 | | 地区集会施設 | 18 |
| | 医療機関 | 10 | | コミュニティプラザ | 13 |
| スポーツ施設 | 体育館 | 20 | 社会教育系施設 | 貸館・交流施設 | 17 |
| | 野球場 | 9 | | 図書館 | 4 |
| | 多目的広場・グラウンド | 12 | | 博物館・文化歴史関係施設 | 18 |
| | テニスコート | 8 | 供給処理施設 | 廃棄物処理施設 | 2 |
| | プール | 4 | その他 | 無料駐車場 | 13 |
| | スポーツ施設(その他) | 6 | | 有料駐車場 | 6 |
| 観光・レクリエーション施設 | 日帰り温浴施設 | 8 | | 斎場 | 2 |
| | 宿泊温浴施設 | 7 | 霊園 | 4 | |
| | 交流宿泊施設 | 6 | 行政庁舎 | 市役所、総合事務所 | 4 |
| | 観光施設 | 8 | 合計 | 667 | |
| | 飲食施設 | 2 | | | |
| | 農林水産業振興施設 | 4 | | | |
| | キャンプ場 | 4 | | | |
| | 市民の森 | 5 | | | |
| 観光・レク施設(その他) | 6 | | | | |

※施設カテゴリーは、施設の主な機能に基づき分類している。

第2章 これまでの公の施設の適正配置の取組

1 公の施設数の推移

平成17年1月の市町村合併後、公の施設の適正配置の取組を進め、平成23年10月時点における施設数は991施設、令和3年4月1日時点には、667施設に減少する見込みです。



2 これまでの取組の概要

| 期間 | 計画名称等 | 内容・取組結果 | | | | | | | | | | | | |
|----------------------|---------------------------------------|--|-------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|----|-----|-----|---|----|
| 平成20年度～23年度 (4年間) | 第1次 公の施設の 統廃合計画 (平成20年3月策定) | <ul style="list-style-type: none"> ○評価基準：費用対効果、利用状況、老朽化 ○実施方法：第1次、第2次に分け実施 ○取組結果：検討対象：998施設、廃止：23施設（新規等16施設） | | | | | | | | | | | | |
| 平成24年度～26年度 (3年間) | 第2次 公の施設の 再配置計画 (平成23年10月策定) | <ul style="list-style-type: none"> ●目標 約1,000ある公の施設のうち、概ね1割の施設が再配置（統廃合等）されている状態 ○評価基準 ①安全・安心、②市民ニーズ、③機能集約、④収支・コスト ○取組手法 ・評価の下位の施設から基本的に再配置対象施設とし、関係する地域協議会及び地域との合意形成を図った上で公の施設としては「廃止」し、その後の取扱いをそれぞれ決定する。 ・評価の結果にかかわらず、民間等へ譲渡が可能な施設については、譲渡を進める。 ○取組結果 対象施設：991施設 再配置の実施施設数：195施設（新規等23施設） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃止施設数</td> <td>59</td> <td>12</td> <td>124</td> <td>195</td> </tr> </tbody> </table> | | H24 | H25 | H26 | 計 | 廃止施設数 | 59 | 12 | 124 | 195 | | |
| | H24 | H25 | H26 | 計 | | | | | | | | | | |
| 廃止施設数 | 59 | 12 | 124 | 195 | | | | | | | | | | |
| 平成27年度～30年度 (4年間) | 第3次 公の施設の 再配置計画 (平成27年2月策定) | <ul style="list-style-type: none"> ●目標 約820の公の施設について、概ね1割の施設が再配置されている状態 ○検討の手順 ①用途や施設カテゴリーに応じて検討の区分を設定 ②具体的な検討を行う施設カテゴリーを設定 ③公共関与の必要性を検証 ④配置バランスを検討（圏域別の配置を検討） ⑤施設の評価を実施 ⑥対応方向等の取りまとめ ○取組手法 ・上記検討の手順により再配置対象施設を決定し、関係する地域協議会や地域との合意形成を図った上で、公の施設として「廃止」し、廃止後の取扱いを別途決定する。 ・検討結果にかかわらず、大規模改修が発生した場合や老朽化により危険性が確認された場合は、優先的に廃止する。 ○取組結果 対象施設：819施設 廃止施設数：90施設（新規等13施設） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃止施設数</td> <td>51</td> <td>23</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>90</td> </tr> </tbody> </table> | | H27 | H28 | H29 | H30 | 計 | 廃止施設数 | 51 | 23 | 8 | 8 | 90 |
| | H27 | H28 | H29 | H30 | 計 | | | | | | | | | |
| 廃止施設数 | 51 | 23 | 8 | 8 | 90 | | | | | | | | | |
| 令和元年度～2年度 | 公共施設等総合管理計画の取組方針に基づき、第3次計画を継承し、取組を実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○国の要請により平成28年2月に策定した公共施設等総合管理計画の取組方針に基づき、第3次計画を継承し、取組を実施する。 ○第4次計画は、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画として位置付け、利用者など関係者との協議を重ねた上で、策定する。 ○取組結果（見込み）（新規等8施設、条例整理△55施設） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>R1</th> <th>R2(見込)</th> <th>計(見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃止施設数</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> | | R1 | R2(見込) | 計(見込) | 廃止施設数 | 13 | 15 | 28 | | | | |
| | R1 | R2(見込) | 計(見込) | | | | | | | | | | | |
| 廃止施設数 | 13 | 15 | 28 | | | | | | | | | | | |

第3章 公の施設を取り巻く現状

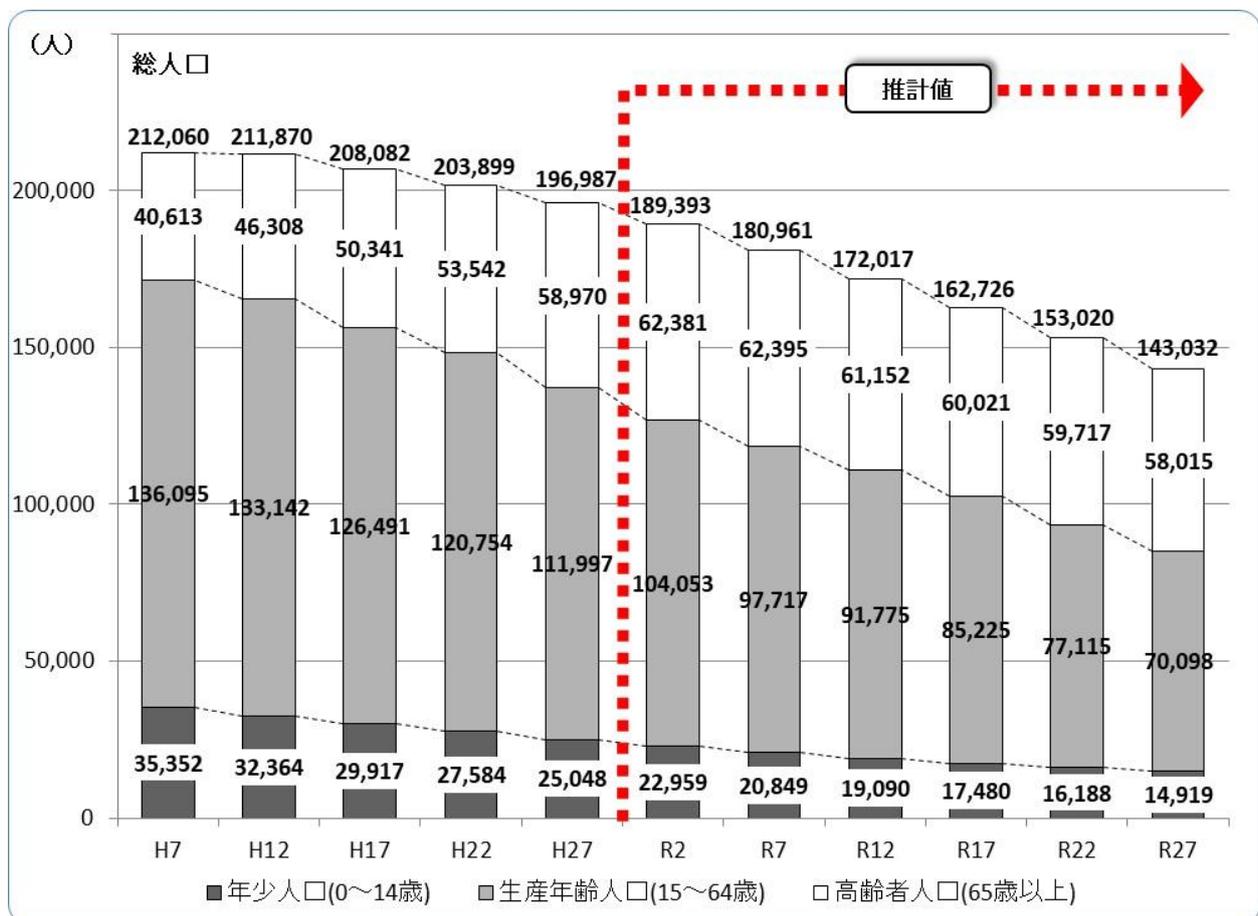
1 人口の推移

(1) 人口の推移

平成27年の国勢調査で20万人を下回った当市の人口は、その後も減少傾向が続いており、令和2年4月1日現在の住民基本台帳における人口は190,042人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の平成30年3月の推計によると、当市の将来推計人口は、10年後の令和12年には約17万2千人、25年後の令和27年には、約14万3千人まで減少すると推計されています。【図表4】

また、年齢構成の変化をみると、令和27年には65歳以上の高齢者が総人口に占める割合は、40.6%まで増加する一方、財政負担の担い手とされる生産年齢人口（15歳～64歳）は、少子化や高齢化の進行に伴い、49.0%まで減少することが予測されています。

【図表4】 当市の人口の推移と将来推計



(出典) 総務省「国勢調査」及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」を基に作成

(2) 地区ごとの居住人口の変化

住民基本台帳における市町村合併後の平成17年4月1日から令和2年4月1日の間の15年間の人口増減を見ると、市全体では、10.1%の減少率となっています。地域自治区別では、28区のうち、住宅地の開発などが進む新道区、春日区、有田区の3区では増加、金谷区では微増となっており、その他24区では減少しています。

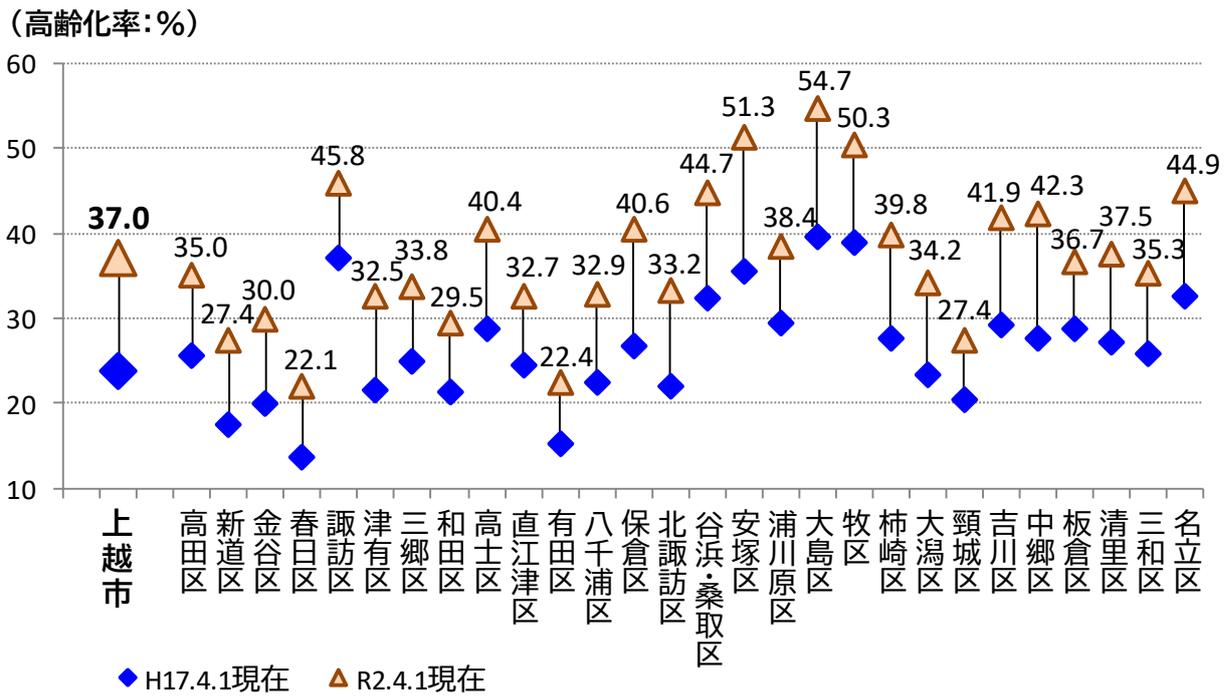
また、令和2年4月1日の住民基本台帳の人口に基づく高齢者人口の割合を地区別に比較すると、最も高い大島区が54.7%、次いで安塚区が51.3%、牧区が50.3%となっています。

【図表5、6】

【図表5】地域自治区別人口の状況

| 地 区 | 住民基本台帳人口 | | | | | | 増減率(%) (B/A-1) ×100 |
|-----------|-------------------------|------------------------|---------------------|--------|-------|--------|---------------------------|
| | H17.4.1現在 人口(人) A | R2.4.1現在 人口(人) B | R2.4.1現在 年齢構成(%) | | | | |
| | | | 0~14歳 | 15~64歳 | 65歳以上 | | |
| | | | | | | | |
| 上 越 市 | 211,318 | 190,042 | 10.4 | 52.6 | 37.0 | △ 10.1 | |
| 高 田 区 | 32,345 | 27,496 | 10.8 | 54.2 | 35.0 | △ 15.0 | |
| 新 道 区 | 8,719 | 9,184 | 13.2 | 59.4 | 27.4 | 5.3 | |
| 金 谷 区 | 13,968 | 14,033 | 13.6 | 56.4 | 30.0 | 0.5 | |
| 春 日 区 | 19,663 | 22,047 | 15.2 | 62.7 | 22.1 | 12.1 | |
| 諏 訪 区 | 1,178 | 924 | 7.9 | 46.3 | 45.8 | △ 21.6 | |
| 津 有 区 | 5,424 | 4,790 | 11.4 | 56.1 | 32.5 | △ 11.7 | |
| 三 郷 区 | 1,395 | 1,309 | 13.3 | 52.9 | 33.8 | △ 6.2 | |
| 和 田 区 | 6,055 | 6,041 | 13.5 | 57.0 | 29.5 | △ 0.2 | |
| 高 士 区 | 1,765 | 1,378 | 10.0 | 49.6 | 40.4 | △ 21.9 | |
| 直 江 津 区 | 19,944 | 17,475 | 11.4 | 55.9 | 32.7 | △ 12.4 | |
| 有 田 区 | 13,438 | 15,329 | 16.4 | 61.2 | 22.4 | 14.1 | |
| 八 千 浦 区 | 4,507 | 3,892 | 11.3 | 55.8 | 32.9 | △ 13.6 | |
| 保 倉 区 | 2,514 | 2,056 | 9.8 | 49.6 | 40.6 | △ 18.2 | |
| 北 諏 訪 区 | 1,814 | 1,499 | 10.8 | 56.0 | 33.2 | △ 17.4 | |
| 谷 浜・桑 取 区 | 2,161 | 1,484 | 4.9 | 50.4 | 44.7 | △ 31.3 | |
| 安 塚 区 | 3,565 | 2,206 | 5.2 | 43.5 | 51.3 | △ 38.1 | |
| 浦 川 原 区 | 4,184 | 3,211 | 10.9 | 50.7 | 38.4 | △ 23.3 | |
| 大 島 区 | 2,367 | 1,425 | 6.0 | 39.3 | 54.7 | △ 39.8 | |
| 牧 区 | 2,763 | 1,740 | 6.3 | 43.4 | 50.3 | △ 37.0 | |
| 柿 崎 区 | 11,856 | 9,270 | 9.8 | 50.4 | 39.8 | △ 21.8 | |
| 大 潟 区 | 10,494 | 9,300 | 10.7 | 55.1 | 34.2 | △ 11.4 | |
| 頸 城 区 | 10,009 | 9,401 | 11.6 | 61.0 | 27.4 | △ 6.1 | |
| 吉 川 区 | 5,437 | 3,939 | 7.5 | 50.6 | 41.9 | △ 27.6 | |
| 中 郷 区 | 4,943 | 3,564 | 7.9 | 49.8 | 42.3 | △ 27.9 | |
| 板 倉 区 | 7,816 | 6,559 | 10.8 | 52.5 | 36.7 | △ 16.1 | |
| 清 里 区 | 3,264 | 2,584 | 10.0 | 52.5 | 37.5 | △ 20.8 | |
| 三 和 区 | 6,432 | 5,449 | 11.3 | 53.4 | 35.3 | △ 15.3 | |
| 名 立 区 | 3,298 | 2,457 | 8.5 | 46.6 | 44.9 | △ 25.5 | |

【図表6】高齢化率の推移（平成17年4月と令和2年4月の住民基本台帳人口の比較）



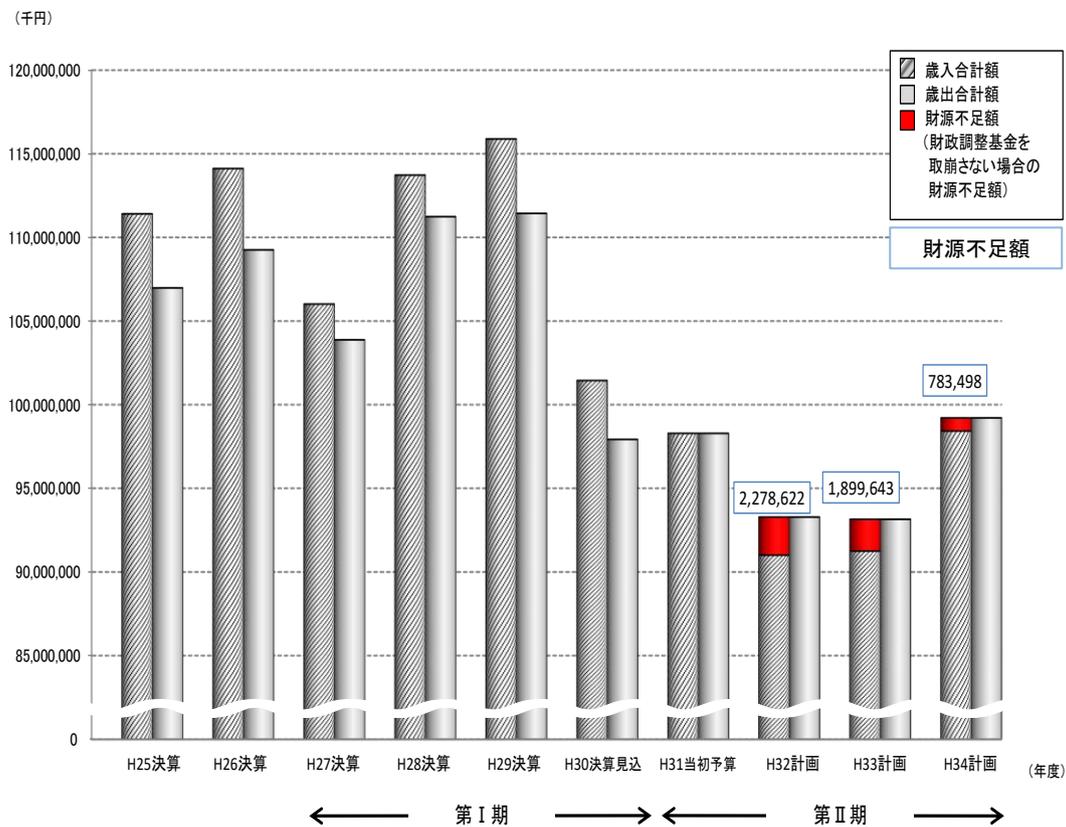
2 財政の状況

平成31年2月改定の第2次財政計画（改定版）（計画期間：令和元年度～4年度）では、第6次行政改革推進計画に基づく取組の確実な実施による効果額を反映しても、なお、財源不足額を財政調整基金からの繰入金で補う見通しとしており、歳出超過の歳入歳出構造の改善が急務となっています。【図表7】

一方、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度以降は、市税収入を始めとする主要一般財源の下振れが確実な情勢であり、財政運営は厳しさを増しています。

そのため、公の施設の適正配置の取組を進め、施設の維持管理経費や老朽化に伴う改修・更新費用等の抑制につなげていくことも、将来にわたって収支均衡が図られた持続可能な財政基盤を確立していくために不可欠です。

【図表7】 年度別収支計画の概要



(出典)「上越市第2次財政計画（改定版）」（平成31年2月改定）

3 施設の現状

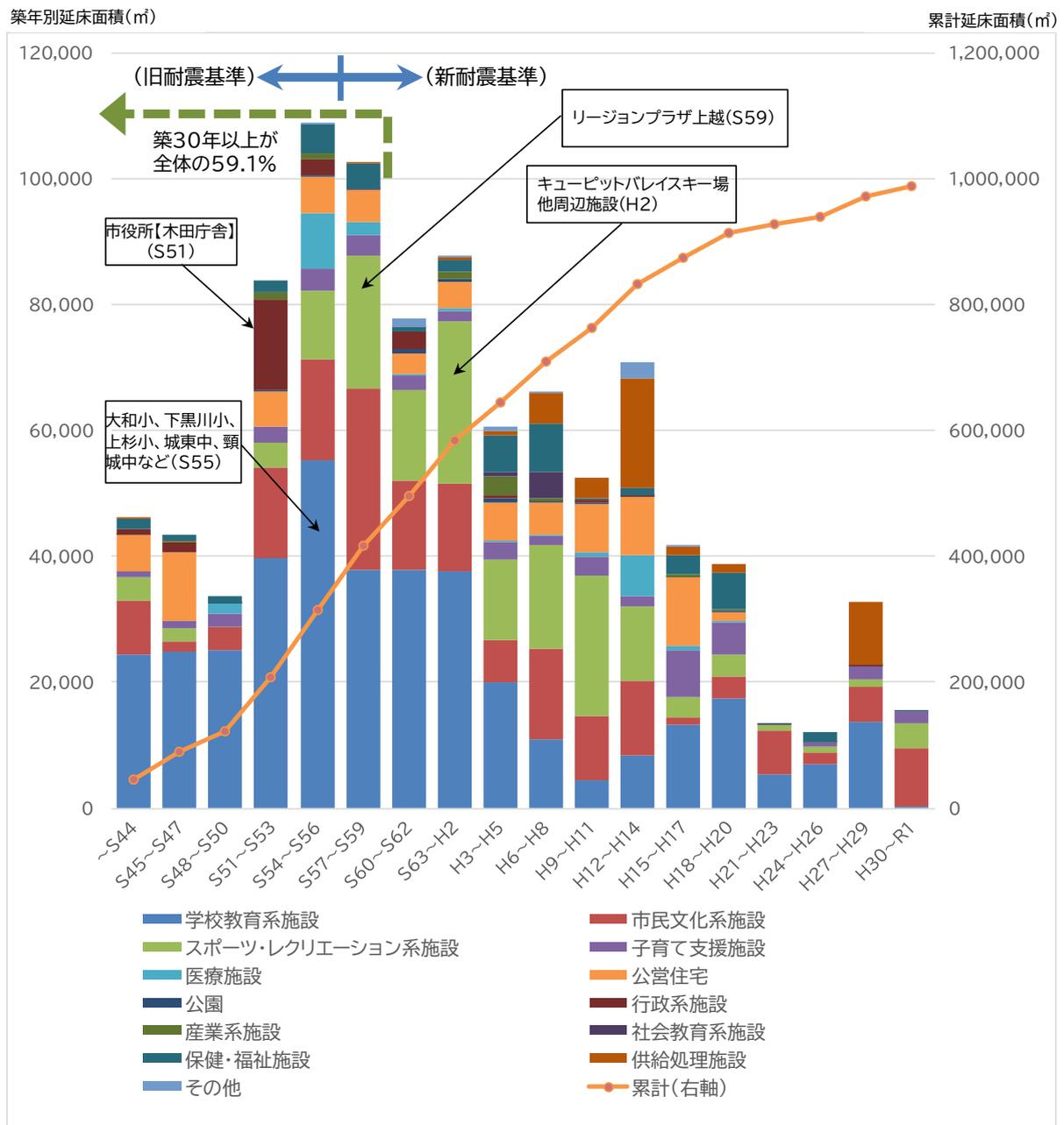
(1) 築年別及び用途別の延床面積の状況

当市における公の施設の延床面積は、令和2年4月1日時点において、約98.8万㎡となっています。

これを築年別に見ると、築30年以上の建物が約58.4万㎡、全体の59.1%を占めており、また、築40年以上の建物は約28.8万㎡、全体の29.1%となっています。【図表8】

用途別では、学校教育系施設が全体の38.8%を占め、次いで集会施設など市民文化系施設が16.9%、スポーツ・レクリエーション系施設が16.7%を占めています。【図表9】

【図表8】築年別延床面積の状況（令和2年4月1日現在）

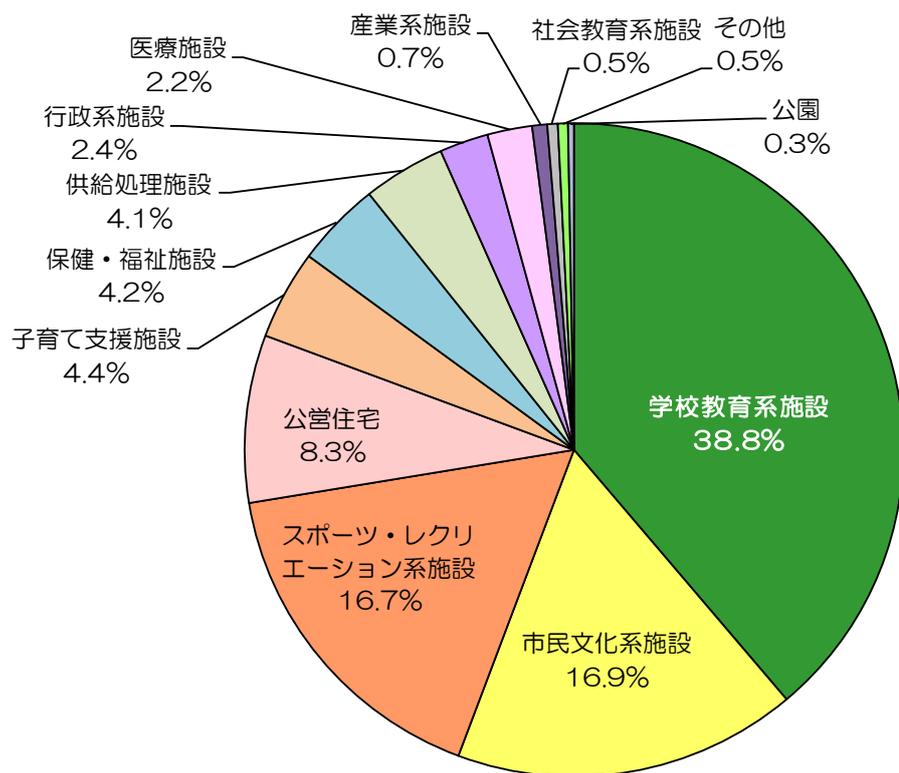


(出典) 総務省提供の「公共施設等更新費用試算ソフト」より作成

※用途別の名称は、公共施設等更新費用試算ソフトによるものであり、当市の用途別名称とは異なる。

※レクリエーション系施設には、温浴施設、観光施設（スキー場、キャンプ場など）が含まれる。

【図表 9】用途別公の施設の面積の割合（令和 2 年 4 月 1 日現在）



(出典) 総務省提供の「公共施設等更新費用試算ソフト」より作成

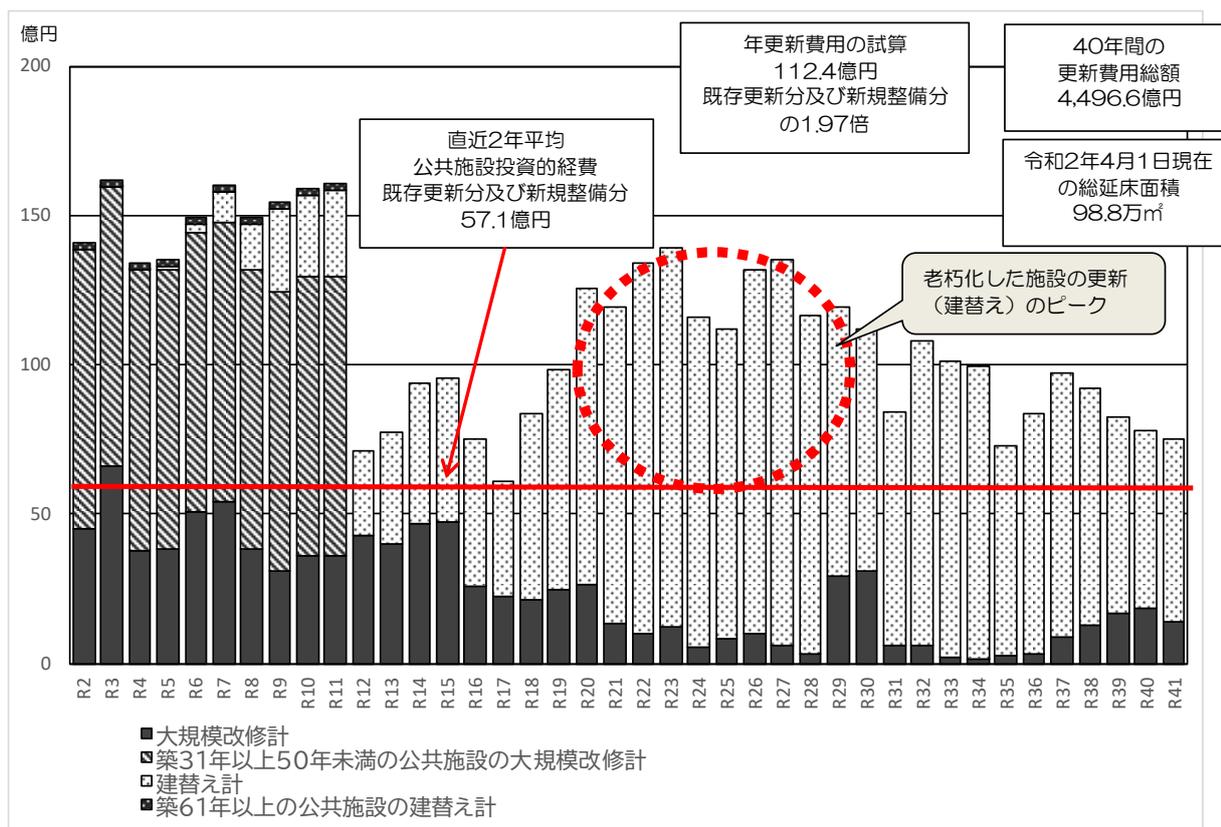
※用途別の名称は、公共施設等更新費用試算ソフトによるものであり、当市の用途別名称とは異なる。

(2) 将来の維持・更新費用の推計

当市が、現在保有する施設を全て同じ規模で維持・更新すると仮定した場合、建替えや大規模改修にかかる費用⁴は、令和2年度から令和41年度までの40年間で約4,500億円⁵、1年あたり約112億円が必要との試算結果となりました。

一方、直近2年間（平成30年度～令和元年度）の公の施設に対する投資的経費⁶の年平均は、約57億円となっており、今後、現有する施設を全て同じ規模で維持・更新していくことは、困難な状況となっています。【図表10】

【図表10】将来の維持・更新費用の試算



(出典) 総務省提供の「公共施設等更新費用試算ソフト」より作成

※総務省提供の「公共施設等更新費用試算ソフト」の試算条件《公共施設（建築物）》

- 耐用年数の設定
 - ・ 目標耐用年数 60年（日本建学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）
- 更新年数の設定
 - ・ 建築後30年で大規模改修（修繕期間2年）を行い、その後30年で更新（建替期間3年）すると仮定
 - ・ 経過年数が30年を超え50年以下の建築物については今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、経過年数が50年を超えている建築物については、建替えの時期が近いことから、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えると仮定
- 建替え、大規模改修時の単価設定（※建替えについては、解体費含む。）

| | 建替え | 大規模改修 |
|------------------------|--------|--------|
| 市民文化系、社会教育系、行政系、産業系施設 | 40万円/㎡ | 25万円/㎡ |
| スポーツ・レクリエーション系、保健・福祉施設 | 36万円/㎡ | 20万円/㎡ |
| 学校教育系、公園、供給処理施設 | 33万円/㎡ | 17万円/㎡ |
| 公営住宅 | 28万円/㎡ | 17万円/㎡ |

⁴ 建替えや大規模改修にかかる費用は、総務省提供の「公共施設等更新費用試算ソフト」を用いて試算した。

⁵ 金額は、第3次計画算定時（平成26年4月1日時点）と比較して、施設の新設による延べ床面積の増加や大規模修繕がこれまでの間において進まなかったことから約170億円増加している。

⁶ 道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等、社会資本の整備等に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費から構成されている。

第4章 公の施設の課題

1 人口減少等への対応

国勢調査に基づく当市の人口は、平成7年から平成27年の20年間で、約1万5千人減少しています。また、将来人口の推計では、今後10年間で更に、約1万8千人減少⁷することが見込まれています。

こうした人口減少のほか、少子化や高齢化の進行による年齢構成の変化に伴い、公の施設に対する市民ニーズの変化が見込まれる中、当市が保有する公の施設について、改めて公共関与の必要性を精査し、民間等による機能の代替の可能性等を検討する一方、行政需要への的確な対応に向け、施設が有する機能等をいかに最適化していくかが課題となっています。

2 機能が重複する施設の配置への対応

14市町村による合併に伴い、広い市域を有することとなった当市では、人口規模が同程度の自治体に比べ施設を多数抱えている状況にあります。

合併前に各市町村がそれぞれで整備を進めてきた体育施設や温浴施設などは、類似施設が複数存在している一方で、施設の種別によっては、配置に偏りがあるなど不均衡な状況も見られます。

こうした現状を踏まえ、市内各地域の人口動態に配慮しつつ、施設の目的と利用圏域（施設の利用者の居住地）の視点により整理を行うとともに、地域バランスを考慮した配置をいかに進めていくかが課題となっています。

3 施設の維持管理、更新に係る財政負担の抑制への対応

当市では、築30年を経過している公の施設が約6割を占めており、今後、施設の躯体を始め設備の老朽化への対応による財政負担の増大が見込まれます。

また、利用者の安全安心の確保はもとより、施設のバリアフリー化や省エネへの対応など時代のニーズに即した施設の改修にも対応していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、今後、増大が懸念される施設の維持管理や更新に係る費用の低減化や平準化をいかに図っていくかが課題となっています。

4 施設の老朽化への対応（長寿命化）

当市では、多くの施設を保有する中で、これまで、既存施設においては、利用者の安全の確保を最優先に、施設の現状や利用状況などを踏まえ、優先順位をつけながら必要な修繕や改修を行ってきました。

しかしながら、優先順位の低い施設においては、不具合等が生じた後に修繕を行う事後的な対応を取らざるを得ない状況となっています。

こうした事後保全による維持管理の対応は、施設の躯体や設備の劣化により施設の寿命を縮め、結果的に市民サービスの低下や施設の維持管理費の増加につながることを懸念されます。

⁷ 令和2年4月1日現在の住民基本台帳人口（190,042人）と令和12年推計人口（172,017人）を比較したもの。

このため、今後も市民サービスを安定的に提供していく上で、真に必要な施設については、日常業務における適切な維持管理や点検を徹底していくとともに、定期的な修繕・改修等を実施するなど事後保全型の施設管理から長寿命化に向けた予防保全型へ移行し、施設のライフサイクルコスト⁸の縮減を図っていくことが課題となっています。

5 施設廃止後の利活用及び除却の推進

公の施設として既に廃止した施設の中には、地域や民間事業所への譲渡又は、用途を変更し、利活用されている施設がある一方、除却が進まずそのまま残っている施設があります。

こうした施設は、廃止後においても、施設用地の除草や屋根の雪下ろしなど必要最低限の維持管理経費の負担が継続的に発生しています。また、廃止した施設を長期間にわたり除却しない場合には、防犯や衛生、景観等の観点から周辺住民の皆さんへの悪影響が懸念され、安全安心な暮らしへの不安感にもつながることから、廃止後の施設の利活用と計画的な除却をいかに進めていくかが課題となっています。

⁸ ライフサイクルコストとは、建物にかかる生涯コストのことであり、企画設計・建築・維持管理・運用・除却に要する総経費を指すものである。